

マテリアル先端リサーチインフラ事業 名古屋大学 施設利用許可条件

(研究の遂行)

第1 名古屋大学マテリアル先端リサーチインフラ事業における施設（以下「施設」という。）は名古屋大学が所有する機器、設備（以下「機器等」という。）の利用許可を受けたもの（以下利用者という。）に対して、承認した研究（以下「本研究」という。）を行うにあたり必要とする業務を支援する。

- 2 利用者は、本研究を自己の責任において行う。
- 3 名古屋大学の規則および利用者が所属する機関の規則を遵守すること。
- 4 研究活動における特定不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を行わないこと。

(機器等の操作)

第2 機器等の操作は、施設が認めた者以外にこれを行ってはならない。

(研究内容等の変更)

第3 本研究の内容その他の利用内容を変更する場合は、施設及び利用者が協議の上決定するものとする。

(本研究の中止)

第4 施設及び利用者は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、本研究を中止することができる。

(利用の中止)

第5 利用者が本利用許可条件に違反したときは、施設は直ちに、利用者に対し本研究の利用を中止させることができる。

(損害賠償)

第6 施設は、利用者が故意又は重大な過失により機器等を損傷させた場合に、修理に要した費用の全部又は一部を請求できる。

- 2 利用者は、本研究の実施に当たり被った損害については施設に対して賠償を請求しない。ただし、施設の機器等の瑕疵、機器等に関する施設の説明、指示の誤り、その他施設の責めに帰すべき事由に起因して利用者が損害を被ったときは、施設及び利用者が協議の上決定するものとする。
- 3 利用者は、利用許可を受けた機器等、場所以外は触れてはならない。これにより利用者が被った損害に関しては、施設は賠償請求を受けない。

(利用料の負担)

第7 有償利用の利用者は、施設が定める共用機器使用料に基づき機器等の利用に要した利用料（以下「利用料」という。）を負担する。

(利用料の支払)

第8 有償利用の利用者は、第7により算出した利用料を名古屋大学出納役の発する納入依頼書により、当該納入依頼書に定める支払期限までに支払わなければならない。

- 2 有償利用の利用者は所定の支払期限までに前項の利用料を支払わないときは、支払期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、その未払額に年5%の割合で計算した延滞金を付加して支払わなければならない。
- 3 前2項にかかわらず、有償利用の利用者が名古屋大学の構成員である場合は、費用の振替により利用料を徴収することができる。

(実施の報告)

第9 有償利用のうち利用成果の公開をする利用者および無償利用の利用者は、別に指定する利用報告書を、利用期間満了日から起算して30日以内に施設に提出しなければならない。

- 2 有償利用のうち利用成果の公開をしない利用者は、前項及び第10から第12までの規定の対象とならないものとする。

(利用報告書の公開)

第10 施設は、第9の規定により提出された利用報告書を、原則公開とする。ただし、利用者が特許取得等のため公開の延期を希望する場合は、利用期間満了日から最長2年間延期することができる。

- 2 前項による場合において、利用者が本研究にかかわる利用成果を「利用報告書」以外に公表したときは、すみやかに施設に公表の内容（論文タイトル、著者、雑誌名、学会名等）を報告しなければならない。施設が本研究にかかわる利用成果を「利用報告書」以外に公表したときは、速やかに公表の時期、方法、内容について、利用者に報告しなければならない。
- 3 利用成果の公表において不適切なオーサーシップ、二重投稿等を行わないこと。

(著作者人格権)

第11 利用者は、利用報告書の作成者が当該利用報告書について著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する著作者人格権を有する場合でも、当該作成者が当該著作者人格権を行使しないよう義務づけるものとする。

(利用成果の報告)

第12 利用者は、本研究によって生じた利用成果について、特許出願、特許取得又は製品化につながった場合には、各段階において速やかに施設に報告しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第13 本研究で得られた知的財産権は、利用者に帰属する。ただし、当該知的財産権に施設の施設に属する教員および職員が貢献した場合は、施設及び利用者が協議の上、別途決定するものとする。

(秘密の保持)

第14 施設は本研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、利用者の事前の同意なしにそれらを第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。

- 一 既に公知の情報であるもの
- 二 施設又は利用者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 施設又は利用者が相手側から情報を入手した時点ですでに保有していた情報であるもの
- 四 施設又は利用者が相手方から知りえた情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの
- 五 施設が情報を秘密として扱うことが公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるもの。

- 2 施設は、前項第五号に該当する情報を公開しようとするときには、その理由を書面により利用者に事前に通知する。

(本研究終了後の措置)

第15 第14の規定は、利用が公開の場合、利用報告書の範囲内は利用期間満了日から2年間有効とし、それ以外の場合は永続とする。第12及び第13の規定は、当該知的財産権の権利存続期間中有効とする。

(協議)

第16 施設の利用等について疑義が生じたとき、及びこの契約に定めのない事項があるときは、施設・利用者間で協議の上、定めるものとする。